浜岡東小学校　いじめ対応フロー図

発見

いじめの疑い・通報・発見

- ◆いじめの現場を発見
- ◆日常の観察（「サイン」や「変化」）
- ◆本人や保護者からの訴え
- ◆児童・保護者などからの情報　等

24時間以内に対応

情報収集（聞き取り）・安全の確保

必ず複数の職員で対応

- ■予断を挟まず丁寧に聞く
- ■できる限り多くの情報
- ■聞き取る内容
  - ・いつ・どこで・誰が
  - ・何を・どのように

【聞き取りの際の注意事項】

①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。

報告・共有・組織対応

最優先

抱え込まず、即報告

- ◎学年主任
- ◎生徒指導主任
- ◎校長・教頭・教務主任　等

学校いじめ対策組織

3日以内に開催

いじめの疑いの段階で開催（組織で判断）

- ◆事実確認
- ◆協働体制の確立
- ◆対応方針の決定・共通理解

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者を決定
(担任・学年主任・養護教諭等)

■初期の組織対応
(1)情報の整理・共有
・いじめの態様
(2)対応方針の決定
・心のケア
・関係者の指導・支援
・保護者との協働

■メンバー
校長・教頭・教務主任
生徒指導主任
学年主任・担任
養護教諭など

助言

【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・スクールロイヤー　など

- 保護者
- 教育委員会
- 警　察
- 医療機関

いじめが解消された状態とは？
(1)いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
(2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめの未然防止に向けた取組